

群馬東部水道企業団自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により群馬東部水道企業団が管理する行政財産における自動販売機の設置に係る許可の基準及び使用料等について、群馬東部水道企業団行政財産使用料規程（平成28年群馬東部水道企業団企業管理規程第14号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 行政財産において設置を許可する自動販売機は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飲料水又はたばこの自動販売機
- (2) その他行政財産を使用する住民の日常の利便に供すると認められる自動販売機

2 自動販売機を設置することができる場所は、その設置に係る安全性が確保され、当該行政財産の使用に支障がなく、及び美観を損ねない場所とする。

(申請)

第3条 自動販売機の設置の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動販売機設置許可申請書（様式第1号）を企業長に提出しなければならない。

(許可)

第4条 企業長は、前条による申請を受け、その設置が第2条の基準に適合している場合、申請者に自動販売機設置許可通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(許可期間)

第5条 自動販売機の設置の許可に係る期間の末日は、直近の年度の末日とする。ただし、企業長が、直近の年度の末日以外の日を指定した場合は、この限りでない。

(許可期間の更新)

第6条 自動販売機の設置の許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、許可を受けた期間を更新しようとする場合は、当該許可を受けた期間の満了する日の1月前までに、第3条の例により申請を行うものとする。

(自動販売機使用料)

第7条 設置者から徴収する自動販売機1台当たりの月額の使用料（以下「自動販売機使用料」という。）は、別表第1のとおりとする。

(電気の経費等)

第8条 自動販売機の稼働に係る月額の電気の経費（以下「電気の経費」という。）

は、別表第2のとおりとする。

2 行政財産の電源の改修等が必要になる場合の経費その他自動販売機の設置に要する経費は、設置者の負担とする。

(納付方法)

第9条 設置者は、自動販売機使用料及び電気の経費を企業長が指定する日までに納付するものとする。

(福祉団体等が設置する自動販売機使用料の減額)

第10条 企業長は、福祉団体等（母子、障がい者等で構成される団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。）に設置の許可をした場合は、徴収する自動販売機使用料のうち売上額に係る設置使用料に相当する額を減額することができる。

(月次報告)

第11条 設置者は、次に掲げる事項を記載した月次報告書を、翌月の15日までに企業長に提出するものとする。

- (1) 売上の数量及び金額並びに売上額に係る設置使用料
- (2) 消費電力量
- (3) その他企業長が特に必要と認める事項

2 企業長は、設置者が提出した月次報告書に疑義があるときは、調査し、設置者に対し詳細な報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

自動販売機使用料
次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額
(1) 自動販売機使用料 次のア又はイに掲げる場合に応じ、当該ア又はイに定める額
ア 前年度の売上額が500,000円未満の場合（前年度の売上実績がない場合を含む。） 1,000円
イ 前年度の売上額が500,000円以上の場合 2,000円
(2) 売上額に係る設置使用料 1月当たりの自動販売機の売上額に、たばこの自動販売機にあつては100分の3を、その他の自動販売機にあつては10分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

別表第2（第8条関係）

区分	電気の経費
使用電力計測用の子メーターが設置されている場合	次の式により算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） 自動販売機を設置した施設の当該月の電気使用料（基本料を含む。） ×子メーターの当該月の電力使用量÷自動販売機を設置した施設の当該月の電力使用量
使用電力計測用の子メーターが設置されていない場合	自動販売機1台当たり、たばこの自動販売機にあつては4,000円、カップ式飲料用自動販売機にあつては12,000円、その他自動販売機にあつては10,000円